

## 労働安全衛生法の一部改正の概要(性能検査に係る主要部分)

### 検査証の有効期間等(法第41条)

検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働大臣の登録を受けた者(登録性能検査機関)が行う性能検査を受けなければならない。

(改正前 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働基準監督署長又は厚生労働大臣の指定する者(性能検査代行機関)が行う性能検査を受けなければならない。)

### 登録性能検査機関の登録の要件(法第53条の3で準用する法第46条第3項)

機械器具その他の設備を用いて性能検査を行うこと。

機械等(ボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、ゴンドラ)に応じ、性能検査を実施する者(法定の条件に適合する知識経験を有する者(検査員)が所定の数以上であること。

法定の条件に適合する知識経験を有する者が検査員を指揮するとともに性能検査を管理すること。

登録申請者が、製造者等に支配されているものとして次のいずれかに該当しないこと。

- ・ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合には、製造者等がその親会社であること。
- ・ 登録申請者の役員に占める製造者等の役員又は職員の割合が二分の一を超えていること。
- ・ 登録申請者(法人の場合は代表権を有する役員)が、製造者等の役員又は職員であること。

### 登録性能検査機関の登録

登録は、登録性能検査機関登録簿(厚生労働省に備付け)に所定の事項を記載してする。

### 性能検査の義務等(法第53条の3で準用する法第47条)

登録性能検査機関は、性能検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、性能検査を行わなければならない。

登録性能検査機関は、性能検査を行うときは、検査員に実施させなければならない。

登録性能検査機関は、公正に、かつ、厚生労働大臣の定める基準(構造規格)に適合する方法により性能検査を行わなければならない。

登録性能検査機関は、性能検査を行うときは、性能検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置(法定)を講じなければならない。

### 業務規程(法第53条の3で準用する法第48条)

登録性能検査機関は、業務規程を定め、性能検査の業務の開始の日の2週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。変更しようとするときも同様とする。

業務規程には、性能検査の実施方法、性能検査に関する料金その他の法定の事項を定めておかななければならない。

### 検査員の選任等の届出(法第53条の3で準用する法第51条)

登録性能検査機関は、検査員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出なければならない。

施行日 平成16年3月31日

文責 (社)ボイラ・クレーン安全協会